# 八戸市国民健康保険運営協議会

# 会 議 録

日 時 : 令和6年5月7日(火)

午後1時00分~午後1時25分

場 所 : 八戸市庁 別館2階 会議室C

#### 八戸市国民健康保険運営協議会記録

### 令和6年5月7日(火) 午後1時00分~午後1時25分 八戸市庁 別館2階 会議室C

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 会長選出
- 5 会長職務代理者選出
- 6 諮問
- 7 会議録署名委員選出
- 8 職員の紹介
- 9 議事
  - (1) 八戸市国民健康保険税の課税限度額の改定について (諮問案件)
  - (2) 八戸市国民健康保険税条例の一部改正について
  - (3) 令和6年度八戸市国民健康保険重点事業実施計画について
  - (4) その他
- 10 閉 会

#### 出席委員(16名)

被保険者代表(4名)

青井 貴子 委員 佐々木 智子 委員

中村 加寿子 委員

大塚 明子 委員

医師等代表 (5名)

松橋 英昭 委員

村井 千尋 委員

品川 博樹 委員

谷地 泰美 委員

片町 善之 委員

公益代表(5名)

坂本 美洋 委員一会長

五戸 定博 委員一会長職務代理者

梅内 昭統 委員

橋向 久美子 委員

松浦 芽久美 委員

被用者保険等保険者代表 (2名)

中野 達也 委員

竹ケ原 浩人 委員

### 出席職員(9名)

熊谷 雄一 市長

前田 晃 市民環境部長

四戸 和則 市民環境部次長兼市民課長

工藤 良一 国保年金課長

高橋 ひとみ 国保年金課副参事(管理給付グループリーダー)

鈴木 俊博 国保年金課副参事(後期高齢者医療グループリーダー)

宮﨑 孝之 国保年金課副参事(国保税グループリーダー)

平野 幸一 国保年金課主幹 坂本 苗奈絵 国保年金課主査

傍聴者なし

欠席委員(2名)

被用者保険等保険者代表(1名)

本田 秀明 委員 被保険者代表(1名) 村元 正彦 委員

## [ 午後1時開会 ]

L 十俊Ⅰ時	f開会 」
●司会	それでは、定刻となりましたので、ただいまより、令和6年度第1回八戸市国民健康保険運
	営協議会を開会いたします。
	はじめに、委員の皆さまに委嘱状の交付をいたします。それでは、熊谷市長 、よろしくお
	願いいたします。
	【委嘱状交付】
	これより、協議会に入ります。本日の出席委員は 16 名でございます。欠席委員は、被用者
	保険等保険者代表委員である本田委員、被保険者代表委員である村元委員の2名でございま
	す。本日は、委員の過半数が出席しており、且つ、各代表委員が1名以上出席しておりますの
	で、八戸市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定により、会議が成立いたしますことをご
	報告申し上げます。
	はじめに、熊谷市長よりご挨拶申し上げます。
●市長	御多用のところ、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
	また、このたびは、委員就任に御快諾いただきまして感謝申し上げます。 3 年間の任期とな
	りますが、よろしくお願いいたします。
	おかげをもちまして、当市の国保事業は円滑に運営されているところであります。今後も県
	と連携しながら事業運営に努めてまいりますので、引き続き皆様方のご協力をお願い申し上げ
	まして、簡単ではございますが、私からの挨拶といたします。よろしくお願いいたします。
●司会	それでは、八戸市国民健康保険運営協議会規則第2条により、最初に召集する協議会の会長
	の職務は市長が行うこととなっておりますので、会長が決定するまで、市長が議長を務め、議
	事を進行させていただきます。
●市長	それでは、会長が決まるまでの間、暫時、議長を務めさせていただきます。
	会長は、国民健康保険法施行令第5条の規定によりまして、公益を代表する委員の中から選
	出することになっております。選出方法は、いかがいたしましょうか。
●委員	指名推薦でお願いします。
●市長	ただいま委員より指名推薦との発言がありましたが、これにご異議ございませんか。
●一同	異議なし。
●市長	ご異議無しと認めます。
	よって、選出の方法は指名推薦といたします。どなたか、指名推薦をお願いいたします。
●委員	坂本委員を引き続き会長に推薦いたします。
●市長	ただいま、委員から坂本委員を会長に推薦する発言がありましたが、これにご異議ございま
	せんか。
●一同	異議なし。
●市長	ご異議無しと認めます。よって、坂本委員を会長とすることに決しました。
	以上で、私の役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。
●司会	坂本会長、会長席にお着きのうえ、就任のご挨拶と進行をお願いいたします。
●会長	ただいま、皆様からご推薦いただきまして、会長を仰せつかりました。ありがとうございま
	した。この国民健康保険は、世界に誇れます、国民皆保険という大変素晴らしい保険制度だと
	思っております。この趣旨に従いまして、安定した運営ができますことを皆さんと共に今後と
	も見守っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

●会長	それでは次に、次第の5「会長職務代理者の選出」でございますが、会長職務代理者は、国
	民健康保険法施行令第5条の規定によりまして、「公益を代表する委員」から選任することと
	なっております。選任の方法は、いかがいたしますか。
●委員	会長に一任。
●会長	ただいま、委員から、会長に一任したいとの発言がございましたが、それでよろしいでしょ
	うか。
●一同	異議なし。
●会長	では私から指名させていただきたいと思います。
	前年度に引き続きまして、五戸委員を会長職務代理者に指名いたします。五戸委員、会長職
	務代理者の就任にあたり、一言、ご挨拶をお願いいたします。
●五戸委員	ただいまご推薦をいただきました五戸でございます。ありがとうございました。国民健康保
	険のためしっかりと務めさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。
●会長	ありがとうございました。
●司会	続きまして、市長から「八戸市国民健康保険税の課税限度額の改定について」の諮問をいた
	します。市長、坂本会長、よろしくお願いいたします。
●市長	諮問書。八戸市国民健康保険運営協議会会長、坂本美洋様。下記の諮問事項について、貴協
	議会の意見を求めます。諮問事項、八戸市国民健康保険税の課税限度額の改定について。以上
	となります。よろしくお願いいたします。
●会長	はい、審議させていただきます。
●司会	ここで、市長は次の公務のため、これを持ちまして退席いたしますことを、皆様からご了承
	いただきたいと思います。
●市長	よろしくお願いいたします。
●司会	それでは、この後の進行につきましては、坂本会長よろしくお願いいたします。
●会長	それでは、次第に従って進行させていただきます。
	次第の7、「会議録署名委員の選出」ですが、選出につきましては、会長に一任いただきた
	いと思いますが、よろしいでしょうか。
●一同	異議なし。
●会長	それでは、ご異議なしということでございますので、それでは私の方から、青井委員と松橋
	委員にお願いいたします。
	次に、今回は今年度最初の協議会ですので、国保年金課担当職員の紹介をお願いいたしま
	す。前田 晃 市民環境部長、よろしくお願いいたします。
●部長	はい、4月の異動で市民環境部長となりました前田と申します。よろしくお願いいたしま
	す。私から今年度の運営協議会の事務局の職員を紹介させていただきます。
	【事務局職員紹介】
●会長	ありがとうございました。
●会長	それでは、議事に入ります。
	先ほど市長から諮問を受けました、諮問書の写しを委員の皆様にお配りいたします。皆様、
	配付されましたでしょうか。
	それでは、「(1)八戸市国民健康保険税の課税限度額の改定について」、事務局から説明
	をお願いいたします。

●課長	はい。
●会長	工藤課長。
●課長	はい。それでは、先ほど市長から諮問いたしました八戸市国民健康保険税の課税限度額の改
	定につきましてご説明申し上げます。お手元の資料1をご覧ください。
	まず、(1)の改定理由でございますが、国民健康保険税の課税限度額を定めております地方
	税法施行令の一部改正に伴い、当市の保険税につきましても同様の改定を行うものでございま
	す。次に、(2)の改定案でございますが、当市の保険税の税率と課税限度額を表でお示しして
	おります。表の上段にありますとおり、保険税は3つの区分で構成されており、①の基礎課税
	額は国保加入者の医療給付などに充てられるもの、②の後期高齢者支援金等課税額は 75 歳以
	上の方が加入する後期高齢者医療制度の支援に充てられるもの、③の介護納付金課税額は介護
	保険の第2号被保険者であります40歳から64歳までの方の介護保険料相当分でございます。
	これらの区分ごとに課税限度額を定めており、今回の改定は②の後期高齢者支援金分の限度額
	を現行の22万円から24万円に引き上げるものでございます。これにより、限度額を超過する
	世帯数は、30世帯余り減少し、182世帯程度となり、次の(3)の影響額につきましては、課税
	額ベースで約 500 万円の増額になるものと見込んでおります。
	最後に改定手続きでございますが、諮問内容のとおり課税限度額を改定するためには、八戸
	市国民健康保険税条例の改正が必要となりますので、6月に開催予定の市議会定例会に条例の
	改正について提案し、令和6年度の課税分から適用したいと考えております。
	以上、国民健康保険税の課税限度額の改定につきましてご説明させていただきましたが、ど
	うぞご審議の程よろしくお願い申し上げます。
●会長	はい、ありがとうございます。ただいまの説明に対し、委員の皆様からご意見、ご質問をい
	ただきたいと思います。何かございませんでしょうか。
●一同	なし。
●会長	ないようですので、それでは、了承いただいたものとして取り計らいますので、原案のとお
	りとしたいと思います。ただいまの諮問案のとおり答申をすることで、よろしいでしょうか。
●一同	異議なし。
●会長	異議なしということで、ご了承をいただきました。なお、この件につきましては、5月 16
	日に私が市長に答申したいと思います。答申書の作成及び提出につきましては、会長に一任い
	ただきたいと思います。よろしいでしょうか。
●一同	異議なし。
●会長	では、ご一任いただきましたので、事務局から作成していただき、市長へ提出することとい
	たします。それでは、この件について終了することといたします。
	続きまして、「(2)八戸市国民健康保険税条例の一部改正について」、事務局から説明を
	お願いいたします。
●宮崎副参事	はい。
●会長	宮崎副参事。
●宮崎副参事	はい。私からは、議事の(2)八戸市国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明申し
	上げます。お手元の資料2をご覧ください。
	まず、「1.改正の概要」の「低所得世帯に係る保険税の軽減判定所得基準額の見直し」に
	つきましては、地方税法施行令の一部改正に伴うものでございます。見直しの内容でございま

## ●宮崎副参事 すが、保険税のうち、被保険者1人当たりに課税される均等割額及び1世帯当たりに課税され る平等割額につきましては、所得に応じて、7割、5割、2割を軽減する制度がございます。 このうち、5割軽減と2割軽減については、物価上昇の影響で軽減対象世帯が減少しないよ う、経済動向等によって見直しが行われております。今回の改正では、表にございますとおり 軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずべき金額を、5割軽減にあっては、29 万円を 29 万5千円に、2割軽減にあっては、53 万5千円を 54 万5千円に見直すことによ り、上限額を引き上げ、軽減判定基準を緩和するものでございます。 次に「2.条例改正」につきましては、令和6年6月市議会定例会に提案予定でございま す。なお、この見直しは、令和6年度分からの保険税について適用するものでございます。 説明は以上でございます。 ●会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明に対し、委員の皆様からご意見、ご質問を いただきたいと思います。何かございませんでしょうか。 ●一同 なし。 ●会長 ないようですので、ただいまの「(2)八戸市国民健康保険税条例の一部改正について」 は、以上でよろしいでしょうか。 ●一同 異議なし。 ●会長 それでは、この件は終了といたします。 続きまして、「(3)令和6年度八戸市国民健康保険重点事業実施計画について」、事務局 から説明をお願いいたします。 ●高橋副参事 はい。 ●会長 高橋副参事。 ●高橋副参事 げます。資料3をご覧ください。 本計画は、国民健康保険事業の具体的な運営事項を定めて、その円滑な推進を図るために、

はい、それでは、今年度の八戸市国民健康保険重点事業実施計画につきましてご説明申し上

毎年度当初に策定しているものでございます。1 ページをお開き願います。まず初めに基本方 針でございますが、2段落目に記載のとおり、当市の国保の被保険者数は、人口自体の減少に 加え、社会保険適用拡大や、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行のため、年々減少を続 けており、本年3月末現在の被保険者数は、昨年3月末の43,170人から約2,100人減の 41,058 人で、当市の人口に対する国保加入者の割合は約 19.0%となっております。また、医 療費につきましては、被保険者数は減少しているものの、高齢化の進展や医療技術の進歩、生 活習慣病などの慢性疾患の増加等に伴って、1人当たりの額は年々増加しております。一方、 低所得者や高齢者の加入割合が高いという国保の構造的な問題等から、保険税収入は思うよう に確保できないなど、財政基盤はぜい弱なものとなっており、国民健康保険を取り巻く環境 は、依然として厳しい状況にございます。平成30年4月から、都道府県が保険者に加わり財 政運営の責任主体となる新たな国保制度がスタートしておりますが、当市といたしましては、 引き続き県と連携し、より一層の国保事業の安定的運営を図るため、今年度も本計画に基づく 諸事業を推進していくものでございます。

次の2ページから4ページにおいて、6つの大きな柱立てといたしまして項目を整理してお りますが、それぞれの具体的な事業計画について5ページ以降に記載しておりますので、そち らの方でご確認いただければと思います。

●高橋副参事	今後も、当運営協議会委員の皆さまのご支援のもと、引き続き、職員の資質向上や国保事業
	の広報活動の充実を図りながら、当市の国保事業につきまして、安定的な運営を継続できるよ
	う、運営体制の充実強化に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いい
	たします。
	重点事業実施計画については、以上でございます。
●会長	はい、ありがとうございました。ただいまの説明に対し、委員の皆様からのご意見、ご質問
	をいただきたいと思います、何かございませんでしょうか。
●一同	なし。
●会長	ないようですので、ただいまの「(3)令和6年度八戸市国民健康保険重点事業実施計画に
	ついて」は、以上でよろしいでしょうか。
●一同	異議なし。
●会長	ないようですので、それでは、この件は終了といたします。
	その他、委員の皆様、事務局から何かございますでしょうか。
	それでは、委員の皆様、事務局からそれぞれないようですので、以上をもちまして本日の運
	営協議会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

[ 午後1時25分閉会 ]